

中国の耕地流動化の進捗状況と特徴

—「市場化」の進展とそのインパクト—

主任研究員 王 雷軒 (Wang Leixuan)

〔要 旨〕

中国における耕地流動化の特徴の1つとして耕地の経営権取引が農村産権交易所を通じて取引されていること、いわゆる「市場化」が挙げられる。2020年まで交易所に関する全国的統計資料がなかったこともあり、市場化の進展が耕地流動化に与える影響を考察した研究は少ない。

本稿は、統計資料を用いて最近の耕地流動化の進捗状況および交易所の利用状況を示したうえで、流動化における市場化の進展度合いを推計し、その影響を検討した。その結果、交易所の体制整備の強化を受けて、流動化された農地面積の約半分が交易所を利用するようになり、農地流動化における市場化の進展はかなり進んでいることが明らかとなった。

このような農地流動化における市場化の進展が、一部の地域では地代の過度な上昇を招いている。今後は、地方政府が基準地代公示制度の拡充を図り、交易所が取引価格の上限を設けるなどの施策を打ち出す必要があろう。

目 次

はじめに

1 中国の耕地流動化の進捗状況

- (1) 中国の農地と統計資料
- (2) 耕地流動化の進捗状況
- (3) 耕地流動化の特徴

2 流動化における交易所のプレゼンス

- (1) 交易所の概況

- (2) 交易所の取引実績

- (3) 推計した「市場化」の進展度合い

3 「市場化」の進展による影響の検討

- (1) 良い影響
- (2) 悪い影響
- (3) 望ましい対策

おわりに

はじめに

中国における耕地流動化の特徴の1つとして耕地の経営権取引が農村産権交易所（以下、交易所）を通じて取引されていること、いわゆる「市場化」が挙げられる。日本の農地中間管理機構に類似するこの交易所は、農村財産権の取引需要を満たしつつ、権利を保護することを目的として設立されており、主な業務として、耕地経営権取引を含む農村財産権取引の仲介を行っている。近年は、交易所の体制整備や場内取引促進策を背景に、耕地流動化における市場化が加速しているとみられる。

しかし、2020年までは交易所に関する全国的統計資料がなかったこともあり、こういった市場化の進展度合いを推計し、その進展が耕地流動化に与える影響を考察する研究は少ない。そこで、本稿では、中国の農業農村部（日本の農林水産省に相当）が公表する『中国農村政策与改革統計年報』などの統計資料を用いて、最近の中国耕地流動化の進捗状況および交易所の利用状況を示したうえで、流動化における市場化の進展度合いを推計し、その影響を検討する。このことは、中国の耕地流動化の実態に関する理解を深めるとともに、日本の農地集積・集約化を考えるための参考材料となりうる。

本稿の構成は以下のとおりである。次の第1節で、中国全土の農家請負耕地面積に占める流動化された耕地面積の割合を算出

し、中国の耕地流動化の進捗状況と特徴を述べる。第2節で、交易所の設立状況や人員体制をめぐる最近の動きを示し、交易所の農地関連取引実績をもとに流動化における市場化の進展状況に関する推計を行う。第3節では、流動化における交易所のプレゼンスが高まりつつあることの影響について検討する。最後に結論と課題を示す。

1 中国の耕地流動化の進捗状況

中国の農家が請け負った耕地の流動化の進捗状況および特徴を述べる前に、正確な理解のため、中国の農地分類や特徴、また本稿で利用する主な統計資料について簡潔に紹介しておこう。

(1) 中国の農地と統計資料

周知のとおり、中国の農地は個人や法人が所有することはできない。中国の『土地管理法』や『農村土地請負法』などの関連法令によると、農地は国による収用、またはその他の理由から国家に所有されているものを除き、基本的に村民小組（グループ）、村、郷鎮などの農村集団に所有される。『中国農村政策与改革統計年報』によると、23年末時点の集団所有農地面積は68億ムー（4.5億ha）、うち耕地18億ムー（1.2億ha）で集団所有農地の26.3%を占めている（注1）。

この集団所有農地の多くは農家に分配され（請け負われ）ているが、集団所有農地

面積のうち林地の未配分面積割合は36.3%、草地は28.1%、養殖池に至っては72.9%と高い割合を示している（第1表）。

本稿で利用する主な統計資料である『中国農村政策与改革統計年報』（以下、政策改革統計）についても説明しておこう。農業農村部は、組織の再編などで『中国農村経営管理統計年報』の代わりに、『中国農村政策与改革統計年報』という新たな統計資料を19年から公表し始めている。農業農村部のなかに交易所を管理・指導する専門部署が設けられて21年からは交易所に関する中国全土および省別の基本状況を示す「農村産権流転交易情況統計表」（交易所統計表）も政策改革統計に取り上げられるようになっている。具体的には、交易所統計表は、①交易所の設立状況や職員数、②交易所の年間および業務開始以来累計取引の件数および金額、③交易所の融資仲介に関する状況などを集計している。

第1表 中国農地をめぐる状況(23年末)

(単位 百万ムー、億ha、%)

	面積	ha 換算	割合	未分配 面積 割合
集団所有農地	6,796	4.5	100.0	-
耕地	1,785	1.2	26.3	12.8
果樹園	124	0.1	1.8	36.6
林地	2,237	1.5	32.9	36.3
草地	2,391	1.6	35.2	28.1
養殖池	61	0.0	0.9	72.9
水利施設・水路用地	50	0.0	0.7	-
その他	149	0.1	2.2	-

資料 『中国農村政策与改革統計年報』(23年)から筆者作成

(注) 1 その他として、施設農業用地や農業インフラ整備用地が含まれている。

2 未分配とは、農家に配分されておらず、農地が集団所有していることを意味する。

3 1ha=15ムー。

中国の統計における「農地」は、耕地を指している場合が多いが、交易所に関する政策改革統計においては、「農地」のなかに林地や草地なども含んでいることから、本稿では耕地と農地を使い分けることとした。

また、流動化（流通）は農地（耕地）の権利移動を意味するが、中国の農地制度では主に経営権の譲渡を指す（注2）。経営権譲渡とは、農村集団所有農地が集団内の農家に請け負われた後、請負側が農地経営権を貸出、株式化投資、またはその他の方法で、集団内または集団外の他の農業経営体に移転することを言う。

(注1) 農地に関する統計は、主に中国国家统计局と自然資源部（旧国土資源部）が継続的に公表しているが、10年間隔で実施される全国農業センサスもある。しかし、それらの統計は計測方法の違い等があるため、それぞれの数値に開きがある。

(注2) 中国では各時期で異なる農地経営形式が採用されてきた。人民公社期には集団経営が行われたが、11期3中全会（78年）の後、農地の権利は農村集団所有権と農家請負経営権とに分けられた（両権分置）。その後、工業化や都市化が急速に進み、農村労働力の離農・離村が発生し、農家が自己の請負地を経営しないという状況が顕在化したため、農地の所有権、請負権、経営権の三権分置が行われた。

(2) 耕地流動化の進捗状況

中国の農家1世帯当たりの請負耕地面積は1haに満たない。政策改革統計によると、23年末時点の中国の農業に従事する労働者は2億人にのぼり、労働者1人当たりの平均耕作面積は8.9ムー（約59a）と米国などの農地資源が豊富な国より小さいだけでなく、日本などの相対的に農地資源が限

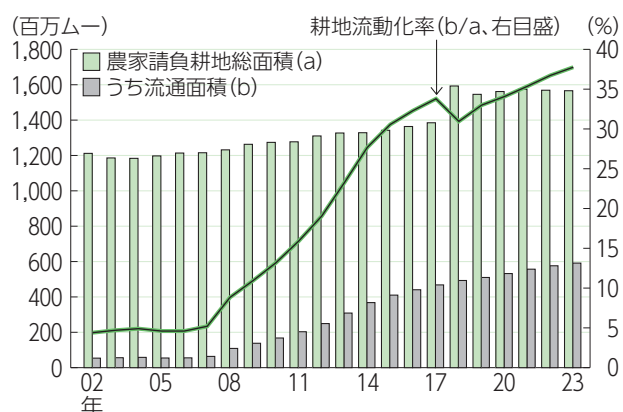
られた国よりも小さい。

したがって、中国では耕地流動化を通じて、耕作の機械化や新品種の導入などにより農業の生産性を向上させる必要性がある。また、地代、種子や化学肥料などの生産コストを差し引くと、農業所得が低く、農業による世帯純収入は出稼ぎや非農業就業よりはるかに少ない。そのため、一部の地域では、農家が耕作を取りやめ、耕地荒廃の状況が発生しつつある。耕地流動化は、荒廃した耕地が他の農業経営体に耕作され、食糧生産力の低下を防ぐねらいもある。農地経営権を譲渡した農家は、出稼ぎなどで稼ぐとともに、地代収入も得ることができる一方、経営権を取得した農業経営体は、耕地の大規模経営によって収入が増える可能性がある。

このような中国の耕地流動化は、80年代初頭に沿海部農村で発生し始め、徐々に内陸部へと拡大してきた。88年改正の『土地管理法』は、農地の請負経営権が譲渡できることを明確に規定し、それまで自主的に行っていた耕地流通に法的根拠を与えた。88年から90年代末までの時期は流通規模が小さく、中国全土の農家請負耕地面積に占める流通耕地面積の割合（以下、耕地流動化率）は1%程度であった（注3）。

ここで統計資料を用いて02年から23年までの期間の耕地流動化率を計算し、第1図に示した。中国の耕地流通の状況は、次の3つの時期に分けられる。第1期は、02年から07年までの期間である。02年から07年までの間に流通面積は大きく変化せず、流

第1図 中国の耕地流動化率の推移



資料 『中国農村経営管理統計年報』(02～18年)、『中国農村政策与改革統計年報』(19～23年)から筆者作成

動化率も4%前後で推移していた。第2期は、08年から19年の『農村土地請負法』の改正までである。流通面積は08年の1億900万ムーから19年には5億1,030万ムーへと年々拡大してきた。流動化率も08年の8.8%から19年の33.0%へと上昇傾向にあった（注4）。19年を除いたこの期間の流動化率の上昇幅の平均値は2.7%と加速した姿が読み取れる。第3期は、20年から現在までの期間である。流通面積は23年の5.9億ムー（3,942万ha）と07年の10倍近くに達したが、この期間の流動化率の上昇幅の平均値は1.2%と、緩やかな上昇が続いた。

（注3）公表されたデータは不連続であるが、旧農業部によると、90年、92年、96年、97年の流動化率はそれぞれ0.5%、1.0%、1.1%、1.2%であった。

（注4）19年の流動化率の低下要因については、若林（2022）は、農地請負経営権の確定作業が進み、中国全土の農家請負耕地面積は増加していることが最大の要因と指摘している。

(3) 耕地流動化の特徴

耕地流動化の形態は依然として貸出がメインである。杜（2019）によると、全体の流通面積に占める貸出形態の流通面積の割合は02年の66.6%から17年には80.9%へと上昇傾向を示している。第2表で近年の数値を確認しても、貸出形態の流通面積は最も多く、その割合は9割近くを占めている。また、貸出のうち集団外への貸出は、流通総面積の1割程度にとどまっている（注5）。

第3表は、農業経営体別に見た譲受（借り受け）割合の推移である。この表から指摘できる特徴は、農家への譲受割合が09年の68.8%から23年の46.5%へと減少傾向にある一方で、合作社（注6）、家庭農場（注7）、企業といった農業経営体のそれが徐々に上昇してきたことである。中国政府は、農業生産性の低迷、農村住民の相対的な低所得、農村経済の停滞といった「三農問題」に対応する

第3表 中国の農業経営体別の耕地経営権譲受面積割合の推移

(単位 億ムー、%)

年末	流通面積	経営体別の耕地経営権譲受面積割合				
		農家	合作社	企業	家庭農場	その他
09	1.4	68.8	9.7	9.7	-	11.7
10	1.7	65.7	13.2	9.0	-	12.1
11	2.0	63.7	15.0	9.4	-	11.9
12	2.5	64.7	15.9	9.2	-	10.3
13	3.1	60.3	20.4	9.4	-	9.9
14	3.7	58.4	21.9	9.6	-	10.1
15	4.1	58.7	21.8	9.5	-	10.1
16	4.4	58.4	21.6	9.7	-	10.4
17	4.7	57.5	22.7	9.8	-	10.0
18	4.9	57.2	22.5	10.3	-	10.0
19	5.1	56.2	22.7	10.4	-	10.8
20	5.3	46.8	21.5	10.4	13.4	7.9
21	5.6	48.3	20.5	10.1	14.1	7.0
22	5.8	46.8	20.3	10.3	15.3	7.3
23	5.9	46.5	20.7	10.2	15.8	6.8

資料 『中国農村経営管理統計年報』(09～18年)と『中国農村政策与改革統計年報』(19～23)から筆者作成

ため、合作社、家庭農場といった新しい農業経営体の育成を進めてきた。国家市場監督管理総局によれば、合作社の組織数は23年末時点で223万社に達した。この数値は、『農民專業合作社法』が施行された07年の合作社数である2.6万社の86倍となっている。また、農業農村部によれば、24年10月末の家庭農場は400万か所に増加しており、家庭農場の全国平均経営規模は約10haとなっている。

しかし、各農業経営体の経営権譲受価格（地代水準）には大きな違いがあると指摘されている。中国社会科学院農村發展研究所が20年に実施した「中国鄉村振興綜合調查（CRRS）」によると、合作社と企業の経営権譲受価格は最も高く、それぞれ783元/ムーと782元/ムーで、平均値（703元/ムー）

第2表 耕地経営権流通形態別の割合の推移

(単位 百万ムー、%)

	20年末	21	22	23
耕地経営権流通総面積	532	557	576	591
1) 貸出	89.2	88.6	88.1	88.9
集団外（郷鎮・村以外）の経営体	10.1	12.3	12.1	12.4
2) 株式化投資	5.5	5.4	5.2	5.1
合作社に投資	3.2	3.3	3.2	3.1
3) その他	5.3	5.9	6.7	6.0

資料 『中国農村政策与改革統計年報』(20～23年)から筆者作成

(注) 1 株式化投資(入股)は、耕地経営権を合作社や企業に現物出資し、組織の株式を保有することを意味する。

2 その他には、集団内の交換などの流通方式が含まれると推察する。

3 1)2)3)は流通総面積に占める各流通面積の割合である。

より高い。一方、家庭農場と農家はそれぞれ692元/ムー、637元/ムーと平均値を下回っている。

第4表は23年末の省別の耕地流動化状況

を示したものである。耕地流通面積は前年比2.6%となるなか、5%以上の伸びとなった省は湖北省（28.1%）、河北省（8.2%）、雲南省（6.2%）、天津市（6.0%）、吉林省

第4表 省別の耕地流動化率と媒介組織の数(23年末)

(単位 万ムー、%、個)

省・直轄市・自治区	家庭請負耕地総面積	流通面積	耕地流動化率	媒介組織の数					
				郷鎮レベルサービスセンター数	交易所数	うち郷鎮	うち県	うち市	うち省
全国	156,624	59,139	37.8	21,095	1,711	778	839	80	14
北京	410	271	66.1	0	1	0	0	0	1
天津	397	192	48.2	154	1	0	0	0	1
河北	8,261	3,624	43.9	1,730	159	0	145	13	1
山西	5,192	765	14.7	896	5	0	4	0	1
内モンゴル	10,336	3,889	37.6	345	12	1	11	0	0
遼寧	5,440	1,723	31.7	468	6	0	1	3	2
吉林	6,967	2,821	40.5	622	1	0	0	0	1
黒龍江	11,303	6,525	57.7	796	7	0	5	1	1
上海	166	150	90.2	86	2	0	0	0	2
江蘇	5,372	3,372	62.8	0	68	0	66	2	0
浙江	1,793	1,162	64.8	638	136	99	35	2	0
安徽	7,880	4,742	60.2	1,009	183	129	45	9	0
福建	1,617	497	30.7	748	17	12	3	2	0
江西	3,649	1,972	54.0	942	10	0	9	1	0
山東	9,161	4,424	48.3	1,371	137	93	39	4	1
河南	11,017	3,665	33.3	1,497	20	2	17	1	0
湖北	6,202	3,110	50.1	1,028	187	111	70	6	0
湖南	5,177	2,443	47.2	1,442	43	0	35	8	0
広東	3,462	2,006	57.9	1,129	48	0	46	2	0
広西	4,628	1,135	24.5	287	204	95	103	6	0
海南	755	25	3.3	66	96	78	16	2	0
重慶	3,643	1,397	38.4	879	36	0	35	0	1
四川	9,092	2,582	28.4	1,138	54	0	47	6	1
貴州	6,229	759	12.2	1,148	186	157	26	2	1
雲南	11,027	1,418	12.9	403	5	0	5	0	0
チベット	-	-	-	0	1	0	0	1	0
陝西	5,481	1,164	17.8	464	45	0	44	1	0
甘粛	6,560	1,550	23.6	1,167	7	0	6	1	0
青海	806	231	28.6	161	2	1	1	0	0
寧夏	1,635	368	22.5	196	21	0	19	2	0
新疆	2,964	1,158	39.1	285	11	0	6	5	0

資料 第1表に同じ

(注) チベット自治区は、統計年報に数値がない。

(5.3%)であった。一方、3%以上減少した省は貴州省(15.5%)、海南省(13.9%)、山西省(3.4%)となっている。中国全土の流動化率は37.8%となっているが、流動化率が50%を超える省は、高い順に上海市(90.2%)、北京市(66.1%)、浙江省(64.8%)、江蘇省(62.8%)、安徽省(60.2%)、広東省(57.9%)、黒龍江省(57.7%)、江西省(56.7%)、湖北省(50.1%)の9省・市となっている。東部沿海地域や主要穀物生産地域の流動化率は比較的高い傾向がある。

こうした耕地経営権の流動化に関与しているのが媒介組織であるが、その組織はそれぞれの省にある。次節は、交易所の設立状況や人員体制をめぐる最近の動きを示したうえで、交易所の農地関連取引実績をもとに流動化における市場化の進展状況に関する推計を行う。

(注5) サンプル調査を行った馬ほか(2025)によると、集団外農業経営体の譲受割合は15年の10.6%から21年の11.2%と大きな変化がみられなかった。ミクロデータを使った分析でも同様な動きが示されている。

(注6) 合作社とは、農業生産者のための農業生産に関わるサービスの提供、農地の集積、生産物の共同販売などを行う協同組合組織である。合作社の多くは単一の生産物を扱っており、事業内容も生産から販売までの一部分を行っているが、日本の総合農協とは異なり、専門農協に近い組織である。

(注7) 家庭農場とは、「家族労働力による大規模で集約的な商業的経営を行い、農業を主な収入源とする農業経営体」と農業農村部によって定義されている。家族労働力を主とし、農業を主な収入源とすること、一定以上の規模で安定的な経営を行っていることを条件とする。

2 流動化における交易所のプレゼンス

(1) 交易所の概況

農村財産権を仲介取引する交易所は、農村財産権の取引需要を満たしつつ、権利を保護することを目的として設立されている。交易所の創設以前は、農地関連情報のマッチングが困難だったほか、一部の地域においては、契約書を結ばない相対取引が多かったため、経営権流通をめぐるトラブルが多発した。また、流通に関する価格形成メカニズムが整っておらず、かつ貸し手の農家の価格交渉力が弱いため、一部の地域では取引価格が低水準にあった。

このため、取引双方に情報、法律相談、トラブル処理などの包括的なサービスを提供する媒介組織の整備が進められており、各行政区画レベルに交易所および郷鎮レベルのサービスセンターが設けられている。若林(2020)によると、交易所は国務院弁公室が14年に出した交易所の設置および業務内容に関する通達を受けて全面的な整備が進んだ。

その結果、23年末時点で省レベルの交易所数は14、市レベルは80、県レベルは839、郷鎮レベルは778と合計数1,711ある。交易所をめぐる状況(第5表)を確認すると、その特徴として次の3つが挙げられる。第1は、県レベルの交易所数が増加し、それに伴い郷鎮レベルの交易所数も、21年末の300から23年末の778へと大幅に増えたこと

第5表 交易所をめぐる状況

	(単位 個、億元、人)		
	21年末	22	23
交易所の設立数	1,153	1,345	1,711
省レベル	14	14	14
市レベル	81	82	80
県レベル	758	771	839
郷鎮レベル	300	478	778
経営総収入	23.1	14.0	30.9
うち財政補助金	3.6	2.7	2.8
純利益	9.6	3.9	6.9
職員数	15,818	16,648	26,277
うち専門職員	7,610	8,970	18,156
参考:郷鎮レベルサービスセンター数	22,931	23,484	21,095

資料 『中国農村政策与改革統計年報』(21～23年)から筆者作成

(注) 経営総収入とは、年間の取引仲介手数料のほか、取引関連業務による収入等も含まれる。

である。第2は、人員体制が強化されたことである。23年末の専門職員数は1万8,156人と21年末の7,610人から大きく増えている。第3は交易所が財政補助金を受けていることである。経営総収入には、取引仲介手数料のほか、取引関連業務による収入等も含まれるが、交易所の整備と耕地流動化の推進の観点から財政補助を受けていると考えられる。

このように財政補助金を拠出して交易所の整備が行われたほか、農村産権取引の公正および透明化（陽光化）を図るために、場内取引促進策が各地に相次いで打ち出されたことを背景に、交易所の利用は広がりつつある。

(2) 交易所の取引実績

交易所の取引実績をまとめた第6表からは、交易所の主要な取引業務として農村集団所有資産取引、農家請負農地経営権取引、農村集団所有の荒れた山、傾斜地、水面、砂州などの荒地を意味する「四荒」利用権取引がある。ここでの農地については、前述したように耕地のほか、草地、養殖池なども含まれており、耕地経営権取引の具体的な数値は不明だが、これまでの交易所へのヒアリング調査から、農地経営権取引における耕地経営権取引の割合は高いと考えている。

第6表の交易所における各取引金額を確認すると、23年の農村集団が持つ工場や施設などの資産取引を含む農村集団所有資産取引および農家請負農地経営権取引は、それぞれ1,265億元、954億元となっている。そして、それぞれが交易所の年間取引金額に占める割合は34.3%、25.8%となってお

第6表 交易所の取引実績

	21 年末	22	23
年間取引件数(万件)	68	85	77
年間取引金額(億元)	1,546	2,289	3,692
1件当たりの平均取引額(万元/件)	23	34	54
うち農村集団所有資産取引金額(億元)	709	652	1,265
うち農家請負農地経営権取引金額(億元、a)	327	695	954
農家請負農地経営権取引面積(万ムー、b)	1,241	1,497	1,719
経営権1ムー当たりの平均価格(a/b、元/ムー)	2,637	4,644	5,548
うち「四荒」利用権取引金額(億元)	27	101	67
「四荒」利用権取引面積(万ムー)	334	516	657
(参考)オークション取引件数(万件)	23	53	48
オークション取引金額(億元)	726	1,807	3,089

資料 第5表に同じ

(注) 1 「四荒」とは、農村集団所有の荒れ山、傾斜地、水面、砂州等四つの荒地を指す。

2 農家請負農地には、耕地のほか、草地、養殖池等も含まれている。

り、交易所の取引業務における農地経営権取引は金額的にも大きなシェアを占めていることが確認できる（注8）。

また、取引金額は21年の1,546億元から23年の3,692億元と年々増加しており、1件当たりの平均取引額も増加傾向にある。農地経営権取引の単位面積当たりの平均価格（農地取引価格）を計算したところ、21年の2,637元/ムーから23年には5,548元/ムーと2倍以上に上昇していた。これは面積あたりの地代水準に相当するが、前述の「中国郷村振興総合調査（CRRS）」によると、調査時点（20年）の全国平均値である703元/ムーをはるかに上回っている。この推計については、データを精査する必要があるが、交易所で取引される1件あたりの農地面積が大きくなっていることや交易所が採用しているオークション取引が拡大していることを背景に、交易所における農地取引価格は交易所を通さない場外取引価格に比べてかなり高くなっている可能性がある。筆者が実施した交易所へのヒアリング調査でも、交易所役職員がよく強調していたことは、場外

取引に比べた場合、オークションを経た場内取引の地代が高くなるということであった。

（注8）年間取引件数は68万件、85万件、77万件と推移しているが、取引件数の大半は農地経営権取引であると推察される。

（3）推計した「市場化」の進展度合い

第7表は、流動化における交易所の利用状況を定量的に把握するために、交易所流通割合を推計したものである。交易所を通さない農地流通面積は発表されておらず、政策改革統計の説明および筆者によるこれまでのヒアリング調査において、集団内流通における直接相対取引が多いことが確認されている。それゆえ、年間農地経営権集団内貸出面積と交換面積をそれぞれ場外1と場外2とした。また、場内1と場内2は、それぞれ交易所の年間農家請負農地経営権取引面積、年間「四荒」利用権取引面積を利用した（注9）。

まず、場外流通面積の場外1は、政策改革統計のなかの「土地承包経営権転讓面積」を利用する。23年の政策改革統計（付録の主要指標解釈）によると、「土地承包経営権転讓面積」は、農村集団の同意を得たうえで農家が請け負った農地経営権の一部あるいは全部を農村集団内の農業経営体に譲渡するものであると定義されている。

第7表 農用地全体の流動化における交易所の利用状況(推計)

(単位 万ムー、%)

	21年	22	23
年間農地経営権集団内貸出面積(場外1)	1,427	1,486	1,564
年間農地経営権交換面積(場外2)	1,531	1,331	1,109
年間場外流通面積(場外1+2=a)	2,959	2,817	2,672
年間農家請負農地経営権取引面積(場内1)	1,241	1,497	1,719
年間「四荒」利用権取引面積(場内2)	334	516	657
年間場内流通面積(場内1+2=b)	1,574	2,013	2,376
年間流通総面積(c=a+b)	4,533	4,830	5,048
交易所流通割合(b/c)	34.7	41.7	47.1

資料 第5表に同じ

(注) 場外1は政策改革統計の「土地承包経営権転讓面積」、場外2は、「土地承包経営権互換面積」、場内1は、「農戸承包土地経営権流轉交易」、場内2は、「“四荒”使用権」をそれぞれ利用した。

集団内での農地経営権譲渡であるため、直接相対取引が多いことから、ここでは交易所を通さない「場外」とした。23年のそれは1,564万ムーであった。

場外2は、「土地承包経営権互換面積」を利用するが、これも同じ集団内の農業経営体間の農地経営権の交換を指す。ただ、場外2は交換双方の農地面積の合計数値を集計している。例えば、甲が3ムー、乙が2ムーの場合、統計数字は5ムーとなる。これにより、推計する交易所流通割合を低下させる可能性が高いが、ここではその交換面積をそのまま利用することとした。23年のそれは1,109万ムーであった。

また、場内流通面積については、場内1は、「農戸承包土地経営権流転交易」のみを利用しなければならないが、農村集団所有の荒れた山、傾斜地、水面、砂州などの荒地を意味する「四荒」の多くが農家に分配されているほか、交易所における取引面積も年々増えていることを考慮し、「“四荒” 使用权」を示す場内2も場内流通面積として利用することとした。

これらのデータを利用して推計したところ、交易所流通割合は21年の34.7%から23年の47.1%と年々上昇していることが確認された。言い換えれば、前述した交易所の人員体制の強化や郷鎮レベルの交易所の急増を受けて農地流動面積の約半分が交易所を通すようになり、農地流動化における市場化の進展はかなり進んでいることが言える。データの制約のため、正確な耕地経営権流動化における交易所の利用状況を推計

することはできないが、農用地全体の流動化における交易所の利用率が高まりつつあると言える。

しかし、このように交易所の利用率が高まりつつあることは、必ずしもよい影響ばかりでなく、一部の地域では農地取引価格の急騰をもたらすなどのような問題も生じている。次節は市場化の進展による影響を検討してみる。

(注9) 政策改革統計（交易所統計表）によると、23年末時点の農家請負農地経営権取引累計面積と農家請負耕地流通面積はそれぞれ2.14億ムー、5.91億ムーで、前者の后者に占める割合が36.2%となる。

3 「市場化」の進展による影響の検討

交易所は体制の整備が進んでおり、農地流動化における機能を発揮しつつあるが、その影響を考察してみよう。

(1) 良い影響

新型農業経営体を発展させ、農地流動化を促すことが、中国の農業の発展において避けては通れない流れとなっている。これまで問題となっていた農地取引をめぐる価格の不透明性が大きく軽減され、農地の集積および集約化に一定程度貢献している交易所とその利用率の高まりは評価されなければならない。交易所は、農地の位置や面積、形状などの情報をオープンにし、農地貸借料も公示するなど、場内取引規定に沿って農地取引の公正・透明化を図ってき

た。こうした取組みの結果、農地流動化の過程で発生したトラブルの件数は、7年間連続で減少している（注10）。

中央政府は、農地の集積や集約化をさらに進めていく方針で、今後も交易所の役割を重要視していく可能性が高いと考えられる。政策改革統計によると、23年末時点の耕地経営面積別の農業経営体数の割合は、10ムー未満（0.67ha）が74.3%と低下しつつある。しかし、既述のとおり、中国の農家1戸当たりの耕地経営面積は世界平均だけでなく、アジア諸国の平均水準よりも低く、中国の農地流動化をさらに進め、生産性の高い農業を進めていく必要がある。

（注10）政策改革統計によると、23年には受理された農地請負権・経営権をめぐる紛争の件数は前年比△4.9%の14.56万件と7年間連続の減少となった。

（2）悪い影響

急速な工業化と都市化により、多くの農村労働者（農家）が離農している。都市部に移出する農家などが請け負った農地での耕作を取りやめる場合、その農家は農地経営権を譲渡するのが自然の流れとなる。しかし、一部の地域において大規模農地経営による農地利用を目指す地方政府が、人為的に農地流動化を加速させていることが問題となっている。

例えば、一部の地方政府が農村の実情に配慮せず、高い農地流動化率目標を設定し、その目標達成に向けて交易所を悪用しているケースも散見される。地方政府が一定程度の農地集約化を進め、企業などの農

業経営体に農地経営権を譲渡する傾向がみられる。その結果として、企業などの新型農業経営体への譲受割合の上昇と交易所の利用率の高まりにつながっている可能性がある。

このことに加え、交易所のオークション取引が地代の急騰をもたらしている地域が出ている。交易所に対するヒアリング調査でも、交易所を通じた農地取引価格（場内取引価格）は、交易所を利用しない農地取引価格に比べて高い状況が発生している。さらに、既述のとおり、「中国郷村振興総合調査（CRRS）」によれば、譲受経営体別の農地取引価格の差額が拡大しつつある。農地経営権を借りて経営規模を拡大する場合、地代水準の上昇は生産費の上昇につながる。仮に、地代上昇が農業経営を圧迫することとなれば、農業経営収入を悪化させ、農業経営体の廃業リスクが高まるだけでなく、食糧生産の安定や農業全体の持続的な発展に資するものではなくなる。

実際、第8表を見ると、16から19年は、コメ・小麦・トウモロコシという3大穀物の1ムーあたり平均利潤額がマイナスであったが、20年以降はプラスに転じている。しかし、20年の47元、21年の117元、22年の189元、23年の75元とその額は小額である。23年の地代（支払+自作地）は、前年比7.9%の302元/ムーとなっており、地代水準は上昇傾向が続いている。これは総費用1,285元の23.5%を占めており、利潤の75元/ムーを大きく上回っている。

地代の急騰を受けて一部の農業経営体

第8表 中国の農業生産費からみた地代状況の変化

(単位 元/ムー、%)

年	粗収益	総費用 (a)	地代 (b)	利潤	b/a
04	592	395	54	197	13.7
05	548	425	62	123	14.6
06	600	445	68	155	15.3
07	666	481	82	185	17.0
08	749	562	100	186	17.7
09	793	600	115	192	19.1
10	900	673	133	227	19.8
11	1,042	791	150	251	18.9
12	1,105	936	166	168	17.7
13	1,099	1,026	181	73	17.7
14	1,193	1,069	204	125	19.1
15	1,110	1,090	218	20	20.0
16	1,013	1,094	222	△80	20.3
17	1,069	1,082	216	△13	19.9
18	1,008	1,094	225	△86	20.6
19	1,078	1,109	233	△31	21.0
20	1,167	1,120	239	47	21.3
21	1,274	1,157	258	117	22.3
22	1,442	1,253	280	189	22.4
23	1,360	1,285	302	75	23.5

資料 『全国農産品コスト収益資料集』各年版から筆者作成

(注) コメ・小麦・トウモロコシという3大穀物の単位面積あたりの平均値。粗収益は1ムーあたり生産量×販売価格、総費用は財・サービス費+労働費+地代(支払+自作地)、利潤は粗収益-総費用とされている。

は、譲受した農地の「非農業化」(農地の違法転用)、果樹園や養魚場への転換、観光農業やレジャー農業などの名目で、食糧生産以外の経営を行ったりすることもある。食糧作付けの収益が低いために、譲受した耕地が食糧作付けをせず「非食糧化」する傾向もある。これらは、食料安全保障に悪影響を与えるほか、耕作地の「非農業化」は、地代のさらなる上昇を招くおそれもある。農業生産費に占める地代の割合が高くなり、譲受者の農業経営体(借り手)が「逃げ出す」事態に陥り、「契約破棄」

現象がしばしば発生している。食料価格の伸び悩みを考慮すると、過度な地代の上昇は中国の農業競争力の強化につながらない。

(3) 望ましい対策

望ましい対策としては、適正な農地取引価格を確保することが想定される。価格が低すぎると、譲渡人(農家)の移転意欲に影響を与え、借り手となる農業経営体への農地経営権の移動を困難にする可能性がある。他方、実質的な地代上昇が続くと、譲受人の生産行動や農業収益に影響を与える可能性が高まる。地代は市場によって決定されることを前提に、農地の種類や用途などに応じて、ベンチマークとなる基準地代公示制度をさらに拡充していくことが求められる。基準地代より著しく上昇する場合には、地方政府は対策を打ち出す必要があると考える。

また、農地には農業生産に使われるほか、資産としての属性もある。交易所の取引価格は、主に農業生産属性によって測定されるべきであり、農業生産という属性を切り離して主に資産属性によって価格を形成することはできない。朱ほか(2018)、張(2024)は、交易所は、政府が公示する基準地代をもとに農地取引価格の上限規制を設ける必要があると指摘している(注11)。

24年の中央一号文件(年初に打ち出される最も重要な政策文書)では、「農地取引価格形成メカニズムを改善し、価格の不合

理な上昇を防ぐ効果的な方法を模索する」ことが示されている。また、共産党中央弁公庁・国務院弁公庁も「農地取引価格形成の改善について」を発表した。これらを受けて、一部の省・市・自治区は、農業経営体の信用力や経営計画について総合評価を行ったうえで、上限価格を設けることに取り組んでいる。交易所は、その決定された上限価格の範囲内で最高入札者が落札できるオークションを採用し始めている。

「農村土地管理法」によると、郷鎮政府の農村土地管理部門は、法律に基づき、農地取引に対する指導する権限を持つと規定されている。地代の急上昇を防ぐという目的のために、農村土地管理部門は、発展改革部局、自然資源部局などと連携する必要がある。そのとき、農地の基本状況や用途、農業生産費と農業収入などの要素をもとに、取引参加者の利益と公共性を総合的に判断し、適正価格を決定したうえで、取引がなされることを着実に実行していかなければならない。

いずれにしても、適正価格での農地流通を目指すならば、政府による交易所への管理指導を全面的に強化していく必要があると考えられる。ただし、価格形成を改善することは、市場の価格形成を政府の価格形成に変えることではなく、市場の失敗を防ぐために政府の役割をよりよく果たすことであることを明確にしなければならない。

(注11) 張(2024)は、22年の3大穀物の作付け地における平均地代は総費用の22.4%を占めており、耕地経営権取引価格の上限は農業生産費用の20%を超えてはならないと1つの参考基準を

示した。

おわりに

本稿では、統計資料をもとに中国の耕地流動化の進捗状況と特徴を示したうえで、流動化に関与する交易所の利用状況を推計した。さらに農地流動化に交易所の利用率の高まりによる影響も検討した。その結果、中国耕地流動化が徐々に進んでいることが確認できた。交易所の人員体制の強化や郷鎮レベルの交易所の急増を受けて農地流動面積の約半分が交易所を通すようになり、農地流動化における市場化の進展はかなり進んでいると言える。このような農地流動化における市場化の進展が一部の地域では地代の過度な上昇を招いている。

地代上昇は、食料安全保障に悪影響を与えるほか、耕作地の「非農業化」は、地代のさらなる上昇を招くおそれもある。中国農業の国際競争力の急激な低下が、地代の大幅な上昇によって引き起こされるのであれば注意が必要である。地代の実質的な上昇傾向が、食糧生産と大規模農業経営に確実に影響を及ぼし、中国農業の国際競争力に悪影響を与えると考えられるからである。今後は、地方政府が基準地代公示制度を構築し、交易所が取引価格の上限を設けるなどの施策が必要であろう。

本稿では統計資料の制約もあり、3年間の交易所の取引実績から農地流動化における交易所の利用状況を推計した。これはあくまでもマクロデータによる推計で、省別

の状況は大きく異なる。また、郷鎮レベルのサービスセンターも数多く設けられており、農地の市場化や農地の流動化の進展に大きく影響を及ぼしてきたと考えられる。今後は、交易所はもちろんのこと、郷鎮レベルのサービスセンターをめぐる状況をも明らかにしていくことが期待される。

<参考文献>

- ・朱文珏・羅必良（2018）「農地価格幻覚：由価値評価差異引発的農地流転市場配置“失靈”——基於全國9省（区）農戶的微觀数拠」『中国農村觀察』第5期、67～81頁
- ・田島俊雄・池上彰英編（2017）『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版社、341～384頁
- ・中国農業農村部政策与改革司 編（各年版）『中国農

村政策与改革統計年報』中国農業出版社

- ・張雲華（2024）「健全農村土地流転価格形成機制的探討」『農村工作通訊』第21期、31～34頁
- ・杜志雄・肖衛東（2019）「農業規模化經營：現状、問題和政策選択」『江淮論壇』第4期、11～19頁
- ・馬垂飛・張軾之・路曉蒙（2025）「“三權分置”背景下農地流転市場化發展；新近狀況、驅動機制与政策建議」『農業經濟問題』第2期、95～110頁
- ・若林剛志（2020）「中国農村產權交易所の開設と運営において求められる要件」『農林金融』11月号、41～52頁
- ・若林剛志（2022）「中国における農地流動化の現状」『農中総研 調査と情報』web誌、第88号、8～9頁

（本稿は、JSPS科研費21K05824の助成を受けたものです。）

（オウ ライケン）

